

子の監護又は親権に関する審判事件等の国際裁判管轄

第1 子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄

1 中間試案の提案

裁判所は、子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）（注1）について、子の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。（注2）

（注1）単位事件類型としての「子の監護又は親権に関する審判事件」とは、①子の監護に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第二の3の項）、②養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件（同法別表第二の7の項）、③親権者の指定又は変更の審判事件（同法別表第二の8の項）、④親権を行う父又は母とその子との利益が相反する場合における子に関する特別代理人の選任の審判事件（同法別表第一の65の項）、⑤第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（同法別表第一の66の項。なお、後記7において【甲案】を採用する場合は、この単位事件類型からは除外される。）、⑥親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件（同法別表第一の67の項）、⑦親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判事件（同法別表第一の68の項）、⑧親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可の審判事件（同法別表第一の69の項）、⑨親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（同法別表第一の132の項。後記16(6)参照）をいい（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件については、扶養関係事件として規律を設けることを想定している。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）子の監護又は親権に関する審判事件については、同事件について管轄権を有する国において審判がされている場合において、将来、子が外国に行くことが予定されているときに、あらかじめ当該外国においても同内容の審判を得るためにされる申立てについて合意管轄を認めるべきか否かについては、引き続き検討する。

2 検討すべき論点

(1) 子の居所を管轄原因とすることの適否

部会においては、子の住所を管轄原因とすることについては概ね異論がなかったものの、子の住所が国内外のどこにも存在しない場合等には、

子の居所を管轄原因とするべきであるとの意見があった。

他方、この意見に対しては、子が外国から日本に連れ込まれた場合を念頭に、居所という管轄原因が安易に使われかねないとの懸念が指摘され、また、子の住所が国内外のどこにも存在しない場合には、緊急管轄により対応することができるとの指摘もあった。

そこで、子の住所がない場合又は住所が知れない場合には、子の居所を管轄原因とすることの適否について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

(2) 合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否

部会においては、一般的な合意管轄を認めることについては慎重な意見が多かったものの、子の監護又は親権に関する審判事件については、同事件について管轄権を有する国において審判がされている場合において、子が、将来、外国に行く（現在、住所を有する国以外の国に生活の本拠を移す）ことが予定されているときに、あらかじめその行き先である国において、当該審判事件を申し立て、同内容の審判を受けておく必要があるとして、特に合意管轄（この合意は、付加的な合意を意味する。）に類する規律を認めるべきであるとの意見があった（中間試案第1の6（注2））。

他方、子の監護または親権に関する審判事件については、裁判所が後見的な立場から適正迅速に判断することが必要であるところ、子の住所が日本国内にあるとはいえない状況において裁判所が適切な判断をすることが可能であるか疑問があり得ること、当該合意管轄に係る合意について、仮に当該子の父と母の合意によることを想定した場合子の利益に反するおそれがあり得ることを指摘して、当該規律を認めるべきではないとの意見もあった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

(3) 緊急管轄に類する規定の要否

中間試案においては、子の住所が国内外のどこにも存在しない場合又は不明である場合などには、一般的な緊急管轄の考え方で対応することを想定している。

これに対し、部会においては、子の監護又は親権に関する審判事件については、子の利益に配慮し、日本の裁判所に管轄権を認める規定を別途設けるべきであるとの意見もあった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

(4) 離婚等の裁判と併せてされる場合の親権者の指定（必要的とされることが想定される処分）に係る規律

ア 前提

中間試案は、婚姻・離婚に関する訴えの国際裁判管轄の規律と子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄の規律が異なるため、子の住所が日本国内にあるとはいえない場合には、婚姻・離婚に関する訴えについては、日本の裁判所に管轄権があるにもかかわらず、子の監護又は親権に関する審判事件に係る管轄権がないという事態が生じうる。

部会においては、少なくとも、日本の民法等、婚姻の取消し又は離婚の場合に親権者の指定を必ず行わなければならないとされている実質法が準拠法となった場合の処理に窮することは避けなければならないとの点では概ねの一致をみていると考えられる。

イ 検討

部会においては、様々な意見が示されているが、上記の方向性に対応した提案として具体的なものは、①ひとまず日本法を想定して中間試案第2の2（併合請求（併合申立て）等における管轄権）④のとおりとする意見のほか、②子の利益（福祉）に資することを要件として、日本の裁判所が管轄権を有するものとして離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定に関する処分についての裁判を行う場合には、親権者の指定に関する処分についても管轄権を有するものとする意見があった。一方、③準拠法上、離婚等の裁判をするに際し必要的とされる処分については、離婚等とは別個に固有の管轄権を観念する必要がないとして特段の規律は設けないとする意見もあった。

この点については、併合管轄に関する考え方とも関連するが、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

第2 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件の国際裁判管轄

1 中間試案の提案

【甲案】 裁判所は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（注1）について、当該子の住所又は管理の対象となる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする（注2）。

（注1）単位事件類型としての「第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件」とは、第三者が親権を行う父又は母に管理させない意思を表示して子に財産を与えた場合におけるその財産の管理に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第一の66の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【乙案】を採用する場合、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件は、前記6に含まれることとなる（前記6（注1）⑤参照）。

2 検討すべき論点（規定の要否）

【乙案】によれば、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件についての国際裁判管轄は、上記「子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄」により、子の住所により決することとなる。

これに加え、【甲案】は、例えば、子が留学中のような場合に日本国内の財産を処分しようとするなどを念頭に置いて、財産の所在地を管轄原因とする考え方である。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

第3 都道府県の措置についての承認等の審判事件の国際裁判管轄（注）

1 中間試案の提案

特に規律を設けないものとする。

（注）単位事件類型としての「都道府県の措置についての承認等の審判事件」とは、都道府県が児童に対する虐待等がある場合にその児童を児童自立支援施設等に入所させたりすることに関する①都道府県の措置についての承認の審判事件（家事事件手続法別表第一の127の項）、②都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件（同法別表第一の128の項）をいう。

2 検討すべき論点（規定の要否）

部会においては、規定を設けないということにつき、特に異論はなかった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

第4 扶養関係事件の国際裁判管轄

1 中間試案の提案

裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担の処分¹の審判事件を含む。）
（注）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 扶養義務者となるべき者（申立人となる場合を除く。）の住所が日本国内にあるとき
- ② 扶養権利者となるべき者（子の監護に要する費用の分担の処分¹の審判事件の場合にあってはその子を監護する者又はその子）の住所が日本国内にあるとき

（注）単位事件類型としての「夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担の処分¹の審判事件を含む。）」

（扶養義務の準拠法に関する法律第1条参照）とは、①扶養義務の設定（家事事件手続法別表第一の84の項）、②扶養義務の設定の取消し（同法別表第一の85の項）、③扶養の順位²の決定及びその決定の変更又は取消し（同法別表第二の9の項）、④扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し（同法別表第二の10の項）、⑤夫婦間の協力扶助に関する処分（同法別表第二の1の項）、⑥婚姻費用の分担に関する処分（同法別表第二の2の項）、⑦子の監護に要する費用の分担の処分（同法別表第二の3の項）の各審判事件をいい（なお、生活保護法第77条第2項に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件（家事事件手続法別表第二の16の項）は、含まない。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

2 検討すべき論点

(1) 中間試案の提案

部会においては、中間試案の提案について、特段の異論はなかった。
この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

(2) 扶養義務の設定の取消しの審判事件についての規律について

部会においては、日本の裁判所が扶養義務の設定の審判がされた場合には、扶養権利者が日本国内に住所を有しない場合であっても、日本の裁判所が扶養義務者の申立てに係る扶養義務の設定の取消しの審判事件

について管轄権を有するものとすべきであるとの意見があった一方で、扶養権利者の保護の必要性の観点から、そのような管轄原因は認める必要性がないとの意見もあった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

(3) その他

なお、扶養義務の設定の審判事件等については、扶養義務者となるべき者が複数の場合が想定されるところ（家事事件手続法第182条第1項）、これに対応した規律については、中間試案は「併合請求（併合申立て）等における管轄権」（中間試案第2の2）の規律に委ねることを想定している。

このような対応で足りるのかどうかは、審判事件についての併合管轄規定を設けるか否かという点と併せてさらに検討する必要がある。